

高松市監査基準の一部を改正する基準

高松市監査基準（令和２年４月１日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第４条 略 （１）～（９） 略 （１０） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する 監査（<u>法第２４３条の２の９第３項</u>又は公企法第３４条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事 実があるか監査すること （１１）～（１５） 略 ２ 略	（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第４条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（９） 略 （１０） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する 監査（<u>法第２４３条の２の８第３項</u>又は公企法第３４条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事 実があるか監査すること （１１）～（１５） 略 ２ 略

附 則

この基準は、令和８年９月２４日から施行する。